

令和 8 年9月吉日

様

主 催:一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部 和歌山県支部
後 援:公益社団法人 和歌山県病院協会

令和8年度「医療ガス及び医療設備に関する安全講習会」のご案内

拝啓、時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院各位に於かれましては、平素より医療ガス及び医療設備の保安管理にご尽力されておられる事と存じますが、医療用ガスを消費する現場での事故防止や事故発生時の適切な対応などに適合した「医療ガス及び医療設備に関する安全講習会」を下記の如く開催致すことに成りました。

つきましては万障お繰り合わせの上、何卒ご出席賜りますようご案内申し上げます。

敬 具

記

1. 開催日時 令和8年 11 月 11 日(水)13:30～16:20 (受付 13:00～)
2. 開催場所 和歌山県民文化会館 特設会議室
3. 講習内容(仮) 「医療ガスの安全な取扱」
一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
近畿地域本部 専任講師
「災害対策について」
和歌山県福祉保健部 福祉保健政策局薬務課
指導班主任 中岡 加陽子 様
4. 対象者 日常医療ガスを取り扱う担当者または管理者
5. 定員 80名
申込順に受付をさせて頂き、定員になり次第締め切らせて頂きます。
講習会終了後、受講修了証をお渡し致します。
6. テキスト代・資料代 1名 5,500円(消費税込み)
7. 申込方法 申込方法が変更になりました。JIMGA ホームページよりお願い致します。
(電話・FAX での申込受付は出来ません。)
 - ① JIMGA ホームページより
 - ② セミナー・イベント
 - ③ 「医療ガス及び医療設備に関する安全講習会(和歌山県会場)」
<https://www.jimga.or.jp/seminar/detail.php?id=301>
 - ④ 詳細をクリックするとログインページに移行します。

⑤ 申込ボタンより必要事項を入力してください。

QRコード



8. お支払方法 「ペイジー(銀行ATM)」又は「クレジットカード払い」のいずれか

9. 申込期間 2026 年 9 月 18 日(金)から 10 月 30 日(金)まで

*ペイジーのお支払いも10月30日までをお願いいたします。

期日を過ぎますとキャンセル扱いになります。

お支払い手続き完了後はキャンセル/ご返金をお受けできません。

10. 受講票・領収書 支払い完了後メールにて発行されます。

11.お申込みに関する問い合わせ先

大阪府中央区久太郎町 3 丁目 1 番 27 号 船場大西ビル 8 階804号

(一社)日本産業・医療ガス協会 近畿地域本部 事務局

Tel:06-6251-5179 Fax:06-6243-3601

講習会当日は印刷した受講票をお持ちくださいますようお願いいたします。

以 上

会場案内図

所在地：和歌山市小松原通り一丁目1番地 和歌山県庁正門前

TEL:073-436-1331

○南海電鉄「和歌山市駅」より

徒歩 約 20 分

タクシー 約 5 分

バス 約 10 分(2 番のりば)

「県庁前」バス停下車

(バス停より約 300m・徒歩約 4 分)

○JR「和歌山駅」より

徒歩 約 35 分

タクシー 約 10 分

バス 約 10 分(2 番のりば)

「県庁前」バス停下車

(バス停より約 300m・徒歩約 4 分)

○阪和自動車道「和歌山 I・C」より

お車で 約 15 分・約 5km

(会館南側 有料立体駐車場完備)



（一社）日本産業・医療ガス協会 主催 **「医療ガス安全講習会」について**

1. 医政発 0817 第6号 令和2年8月 17 日「医療ガスの安全管理について」から 別添4(抜粋)

- 1 本研修は、医療ガスに係る安全管理のための基本的考え方及び事故防止の具体的方策について、当該研修を実施する病院等の職員に周知徹底を行うことで、各職員の医療ガスに係る安全に対する認識、安全に業務を遂行するための技能、病院等における医療チームの一員としての意識の向上等を図るためのものであること。また、医療ガスに係る安全管理のための研修においては、当該病院等において医学管理を行っている患者の居宅その他病院等以外の場所で使用される医療ガスの安全管理についても、取り扱うものとする。

本研修は、病院等に共通する医療ガスに係る安全管理について、年1回程度定期的に開催するとともに、医療ガスに係る重大な事故等が発生した場合などに必要に応じて開催すること。また、委員会は研修の実施内容（開催日時、出席者、研修項目等）について記録すること。なお、本研修は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第1条の11第1項第3号の規定に基づく職員研修等、他の医療安全に係る研修と併せて実施しても差し支えないこと。

- 2 本研修の内容は、次に掲げる事項とすること。

- (1) 病院等における医療ガスに関する構造設備の整備状況並びに使用している医療ガスの種類、性質及び用途
- (2) 医療ガスに係る事故及びヒヤリ・ハット事例並びにその防止策
- (3) 医療ガスに係る事故又はヒヤリ・ハット事例が発生した場合の対応（病院等内での委員会等への報告等）
- (4) 医療ガスを使用するに当たって安全に業務を遂行するための留意事項
 - ① 単独で医療機器に接続して使用する高圧ガス容器（以下「ボンベ」という。）、容器弁（ボンベバルブ）及び圧力調整器の正しい取扱い（このうち、特に留意すべき内容については、「（参考）医療ガスボンベの安全管理に関する留意点」を参照すること。）
 - ② 始業点検の方法及び配管端末器（アウトレット）の正しい取扱い（製造業者によって提供される情報である、配管端末器（アウトレット）の取扱説明書の確認を含む。）
 - ③ 区域別遮断弁（シャットオフバルブ）及び主遮断弁（メインシャットオフバルブ）の操作マニュアルの周知（制御区域を示す模式図及び室名又は部門名を示す表示の確認、緊急操作時の確認事項の周知等を含む。）
- (5) その他医療ガスに係る安全管理上必要な事項

令和 2 年 8 月 17 日付け 医政発 0817 第 6 号 厚生労働省医政局長通知
「医療ガスの安全管理について」に関するQ&A 抜粋

平成 30 年 6 月 5 日
第 2 版 令和 元 年 6 月 5 日
第 3 版 令和 2 年 4 月 20 日
第 4 版 令和 2 年 9 月 8 日

※第 4 版では、令和 2 年 3 月 1 日に改正された、医療ガス設備に関する日本産業規格（JIS 規格）に合わせた用語の変更等を行うために、令和 2 年 8 月 17 日に医政発 0817 第 6 号 厚生労働省医政局長通知「医療ガスの安全管理について」が発出されたことに伴い、一部の回答について所要の見直しを行っております。

また、新型コロナウイルス感染の拡大により、医療ガスの安全管理関連業務の実施が困難となった場合における問いとして、第 3 版の「Q 2 9」の回答を見直して第 4 版の「Q 3 2」として掲載するとともに、「Q 2 5 及び Q 5 7」を追加しております。

令和 2 年 8 月 17 日付け医政発 0817 第 6 号 厚生労働省医政局長通知

「医療ガスの安全管理について」
に関する Q & A

（一社）日本産業・医療ガス協会が実施した「医療ガス安全講習会」及び（公財）医療機器センターが実施した「医療ガス安全管理者講習会」において受講者の皆様からいただいた質問事項を基に Q & A としてとりまとめたものです。なお、厚生労働省医政局のご担当の方にもその内容を確認していただいておりますので、医療ガスの安全管理に関係する皆様の業務の参考としてご活用いただければ幸いです。

一般社団法人 日本産業・医療ガス協会
公益財団法人 医療機器センター

Q 2 0 医療機器センターが実施している「医療ガス安全管理者講習会（旧：医療ガス保安管理技術者講習会）」及び日本産業・医療ガス協会が実施している「医療ガス安全講習会」を修了している者は、医療ガスに関する専門知識と技術を有する者と見なしてよいですか。

A 2 0 本通知は、これらの講習会の受講者であることをもって、ただちに医療ガスに関する専門知識と技術を有する者としてみなすことを示しているものではありませんが、当該講習会は医療ガスを取り扱う関係職員を主な対象として、医療ガスの安全管理に有用な知識を普及及び啓発する講習会です。医療ガス設備の安全管理に関わる職員には、当該講習会に限らず、あらゆる機会を活用して、医療ガスに関する知識と技術を向上させていくことが望まれます。